

## 遺留分 宅建 H04-13-2 <<#734>>

【問】 正誤をつけよ。

遺産の全部を相続人の一人に贈与する旨の遺言があっても、被相続人の兄弟姉妹は、遺留分の限度で、遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することができる。

【答え】 誤り

### <<ポイント1>> 遺留分の帰属及びその割合【★入門】

1 兄弟姉妹以外の相続人は、遺留分として、次条第一項に規定する遺留分を算定するための財産の価額に、次の各号に掲げる区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合を乗じた額を受ける。

- 一 直系尊属のみが相続人である場合 3分の1
- 二 前号に掲げる場合以外の場合 2分の1（民法1042条1項）

⇒ 兄弟姉妹に遺留分はない

### <<ポイント2>> 遺留分侵害額の請求【★基礎必須】

1 遺留分権利者及びその承継人は、受遺者又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。（民法1046条1項）